

報告事項才

平成19年度教育行政監察結果について

平成19年度教育行政監察結果について、別紙のとおり報告します。

平成20年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

平成19年度教育行政監察結果について

平成20年3月20日
教 育 総 務 課

平成19年度に実施した教育行政監察結果について、以下のとおり報告します。
この結果については、報告書として取りまとめ、県教育委員会全機関（県立学校を含む）に通知し、各市町村教育委員会へも参考送付することとします。

1 監察のテーマ・趣旨

テーマ：県費外会計等の取扱状況

学校においては、生徒会、PTA等の県費外会計や制服等の物品の指定などがあるが、これらの取扱いについて、平成18年11月に示された県費外会計等取扱ガイドラインの一層の浸透及び他校での取組状況のフィードバック等によるさらなる業務改善の推進を図る。

2 監察実施概要

- (1) 対象機関 全県立学校31校（高等学校24校、特別支援学校7校）
- (2) 方法
 - ① 調査票による調査 平成19年7月31日現在の状況についての書面調査
 - ② 実地調査 関係教職員からの聞き取り（平成19年10月1日～平成20年1月23日）

3 調査結果

教職員の意識改革や保護者負担の軽減等、ガイドラインの制定による効果が確認されたが、一方で、学校における実態把握の状況や物品の指定のあり方等について、一定の課題、問題点も確認された。

4 提言

調査結果を、県費外会計等の取扱いの現状、ガイドライン制定の効果、課題、参考になる取組み及び注意すべき事例としてとりまとめた上、以下の提言を行う。

- ① ガイドラインにおいて各学校の実情に応じ制定を義務付けている県費外会計等取扱要綱について、未制定の学校は直ちにこれを制定するとともに、各学校においては、その実情に合わせ、当該要綱の見直しを積極的に行っていくべきである。
- ② 各学校においては、県費外会計等の取扱いについて、十分な実態把握を行うべきである。
- ③ 県費外会計等の取扱いについての教職員の意識向上について、学校を挙げて取り組むべきである。
- ④ 県費外会計等の取扱いについては、事務の簡素化と透明性の確保とのバランスをとって、メリハリをつけた管理を行うべきである。
- ⑤ 各学校は、物品の指定のあり方について、再点検・見直しを行うべきである。

平成19年度教育行政監察結果報告書

平成20年3月

鳥取県教育委員会

目 次

1	監察のテーマ・趣旨	1
2	監察実施概要	1
	(1) 監察対象機関	1
	(2) 監察方法	1
3	監察結果	2
	(1) 県費外会計等の取扱いの現状	2
	(2) 県費外会計等取扱ガイドライン制定の効果	6
	(3) 課題	7
	(4) 参考になる取組み	8
	(5) 注意すべき事例	10
4	提言	11
	資料1 「実地調査実施日程一覧」	13
	資料2 「県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）」(抄)	14

1 監察のテーマ・趣旨

学校においては、学校もしくはP T A等の団体において徴収しているものや学校が物品等を指定してあつせんしているものなど、他の行政機関には見られない児童生徒の個人負担の経費（県費外会計等）が存在している。

これらは県費ではないものの、県立学校又はその教職員が事務処理するものである以上、県費に準じた適切な処理がなされなければならないものであり、その処理について児童生徒・保護者への説明責任が果たされなければならない。

この事務処理の適正化に資するべきものとして、平成18年11月に県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）（以下、「ガイドライン」という。）が示され、多くの県立学校において、今年度からガイドラインによる事務処理が本格的に導入されたところである。

そこで、ガイドラインの一層の浸透及び他校での取組状況のフィードバック等によって、さらなる業務改善につなげていくことを目的として、県費外会計等の取扱状況を今年度の教育行政監察のテーマと定めた。

2 監察実施概要

（1）監察対象機関

全県立学校31校（高等学校24校、特別支援学校7校）を対象とした。

（2）監察方法

生徒・保護者への説明責任の観点から、事務処理の透明性の確保、保護者負担の軽減などの取組みに重点を置いて、県費外会計等の現状についての以下の調査を行った。

① 調査票による調査

平成19年7月31日現在の状況について、指定様式による回答を求めた。

② 実地調査

平成19年10月1日から平成20年1月23日にかけて各学校を訪問し、事務長その他県費外会計等に関する教職員からの聞き取り調査等を行った。

※ 資料1「実地調査実施日程一覧」参照

3 監察結果

(1) 県費外会計等の取扱いの現状

① 各学校における県費外会計等取扱要綱の制定状況

ガイドラインにおいては、県費外会計等の会計処理等における基準となるべき県費外会計等取扱要綱のひな形を示し、各学校は、これにそれぞれの実情に応じた加筆・修正を加えた、各学校における県費外会計等取扱要綱を定めることとしている。

平成19年10月1日現在における、当該要綱の制定状況は以下の表のとおりである。

(単位：校)

	高等学校	特別支援学校	合 計
制定済み（うち平成19年4月1日以前に施行）	22 (18)	7 (7)	29 (25)
未制定	2	0	2
合 計	24	7	31

② 県費外会計の取扱状況

各学校の取り扱っている県費外会計として各学校から回答を得たもののうち主なものは以下の表のとおりであったが、これらは必ずしも全校共通のものではなく、高等学校・特別支援学校の別、その他各学校の実情に応じてその取り扱う県費外会計の種類、数等にはかなりの差異がある。

P T A会計	P T A活動に係る経費を取り扱う会計
生徒会会計	生徒会活動に係る経費を取り扱う会計
クラブ活動後援会会計	クラブ活動への助成等に係る経費を取り扱う会計
学年費会計・学級費会計	教材費、行事に係る費用等、各学年・学級において共通的な経費を取り扱う会計
模擬試験会計	勤務時間外に行う校外模擬試験等に係る受験料、税金等の経費を取り扱う会計
研修旅行等の積立金会計	研修旅行、卒業アルバム等の経費を支出するための積立金を取り扱う会計
教材費会計	児童生徒が使用する教材に係る経費を取り扱う会計
給食費会計	特別支援学校における給食の食材費に係る経費を取り扱う会計

※ 各学校によって名称が異なる場合がある。

また、各学校ごとの今年度の県費外会計の収入見込額の合計は、1,995 千円～161,165 千円（平成19年7月31日時点における各学校による推計額）と大きな開きがあるが、これは上記のとおり各学校の実情に応じた徴収が行われていることに加え、各学校における県費外会計の捉え方自体にも差があることによるものであると思われる。また、ある会計からの支出が他の会計の収入に当てられるようなものなど、実質的には同一の収入が複数会計に計上されているものなどもあり、上記収入見込額は実際の徴収金額とは異なるものである。

なお、傾向としては、高等学校は数千万円台、特別支援学校は数百万円台の収入見込額であった。

③ 物品指定の状況

学校においては、学校が銘柄、規格、販売店等を指定し、生徒・保護者が販売店から直接購入する指定物品がある。

このような物品として各学校が指定しているものとしては、制服、体操服等の体育用品、実習服その他実習等に伴うものが、主なものである。

これらのほとんどは、保護者負担の軽減等の観点から、競争入札等によって決定されるべきものであり、今年度競争入札を行ったものも多数存在する。しかし、制服のようにある程度の期間継続して指定することを前提に採用されているものも多く、これらについては、引き続き従前の扱いを継続しているものが多数みられる。

なお、これら物品の指定方法は千差万別であるが、主な形態として、物品の仕様等のみ指定しており契約等を伴わないもの、販売店と販売価格等について契約しているもの、製造業者と販売価格、販売方法等について契約しているものなどがある。

④ 県費外会計等検討委員会の設置状況等

ガイドラインにおいては、修学旅行、卒業アルバム、制服、運動着等に係る業者選定、契約等を検討するための、保護者の代表を構成員に含む機関として、県費外会計等検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置することとしている。

各学校における委員会設置要項の制定状況は、県費外会計等取扱要綱の制定状況と同様であった。

委員となる保護者代表については、多くがPTA会長を充てているが、PTA副会長や監査役員を加えているもの、事案により関係保護者を加えることとしているものなどがみられた。

平成19年10月1日現在における各学校の委員会開催状況は以下の表のとおりである。

(単位：校)

	高等学校	特別支援学校	合計
開催あり	11	4	17
未開催(具体的開催予定あり)	7	3	8
未開催(具体的開催予定なし)	6	0	6
合計	24	7	31

※ 未開催(具体的な開催予定なし)には、委員会未設置の2校を含む。

⑤ 契約基準の設定状況

ガイドラインにおいては、公正でかつ適正、効率的な契約を確保するため、競争入札等を実施すべき契約基準を、各学校において、委員会の議決を経た上で定めることとしている。

平成19年10月1日現在における、この契約基準の設定状況は以下の表のとおりである。

特に特別支援学校において基準を設定していない学校が多いが、これは、特別支援学校においては、県費外会計等の取扱規模が小さく、各学校において競争入札によるべきものが想定されないとされているためである。

また、予定価格160万円以上との基準を定める学校の割合が高くなっているが、これは県会計規則を参考にしたものである。

(単位：校)

競争入札を要する額の基準		高等学校	特別支援学校	合 計
予定価格	予定単価			
20万円以上	1万円以上	1	0	1
50万円以上	10万円以上	0	1	1
100万円以上	0.5万円以上	1	0	1
	2万円以上	1	0	1
	未設定	1	0	1
160万円以上	0.5万円以上	2	0	2
	1万円以上	5	0	5
	未設定	1	0	1
未設定		12	6	18
合 計		24	7	31

※ 県費外会計等取扱要綱未設定の2校を含む。

なお、競争入札を行わない場合であっても、金額に応じて、複数による見積合せ等を行うべきであるが、その額の基準等を定めている例もみられた。

(2) 県費外会計等取扱ガイドライン制定の効果

県費外会計等の取扱いについては、P T A会計等個別に定めをおいている一部のものを除き、従来は明文による基準がない状態であったが、前述のように平成18年11月にガイドラインが定められた。

当該ガイドラインの制定により、県費外会計の取扱いの適正化に一定の効果が現れているが、そのうち特に効果が見られた点は、以下のとおりである。

① 意識改革

聞き取り調査の際、多くの学校において、ガイドライン制定の効果として、教職員、特に教員の意識の高まりを指摘する声が聞かれた。

県費外会計等の担当者には、事務職員のみならず、教員が充てられている場合も多いところ、日頃接する事務内容の差異から、事務職員と教員の間で会計事務に対する意識についての格差があるという場合も多かったものと思われるが、この問題の改善に、ガイドラインが一定の効果を上げているものといえる。

この意識の問題は、県費外会計等の取扱いの適正化の基盤となるべきものでもあり、これは重要な効果といえる。

② 保護者負担軽減等

ガイドライン制定後の取組みにより、卒業アルバム、制服等の価格を下げることができ、保護者負担の軽減が図られた事例も多くみられた。

修学旅行等、従来から企画コンペ方式等が行われることが一般的であったものもあるが、ガイドラインの制定を契機に、それ以外のものについても広く見直しを行い、新たに競争入札を行うなどの取組みがなされた事例も多く、これが保護者負担軽減に繋がったものである。

このような保護者負担の軽減もガイドライン制定の効果といえる。

また、競争入札等を行ったものの保護者負担軽減には必ずしも結びつかない場合もあるが、このような手続を経ること自体が、透明性の向上や説明責任の観点から重要であり、これもガイドライン制定の効果の一つであるといえる。

(3) 課題

上記のように、ガイドライン制定により一定の効果はあがっているが、従来の取扱いの不十分さに起因するもの、制度への取組み開始から日が浅いことによる各学校の制度自体の熟成不足に起因するもの等の課題がある。

その主なものは、以下のとおりである。

① 実態把握

前述のとおり、取り扱われている県費外会計等の種類、取扱いの状況は、各学校によって多種多様であるが、その種類及び状況についての実態が十分に把握できていない学校が複数みられた。この傾向は、部活動等、事務室がこれまで関与していなかったものについて顕著であった。

このような情報が把握できていない場合、現在の取扱いについての監督が不十分になることはもちろん、今後の取扱方針の決定や実情に応じた要綱の見直し等を行う際に十分な検討ができないことが危惧される。

また、物品の販売方法等、かなり以前からの方法が継続して行われているものについて、なぜそのような方法に決定されたのか等の経緯が不明であるという事例も複数みられた。

このような情報も把握できていないと、今後、取扱方法の見直し等を行う際に支障となることが考えられる。

② 教員への浸透

教員の意識改革については、ガイドライン制定の効果としてあげたところであるが、一方で、県費外会計等の取扱いについて、教員に十分浸透できていないとの声も多く聞かれた。

この点については、校長が問題意識を持ち(4)①で述べるような取組みを行っている学校がある一方で、教員への周知があまり図られていない学校があるなど、各校の取組みに温度差も感じられた。

③ 教員の負担増

多くの学校において、従来行っていなかった会計についても、支出等に係る伺書を作成し、これによる意思決定を行うこととするなどして、県費外会計等の取扱いについて透明性を高めている。一方で、このことが事務量の増加を招くこととなっており、特に教員の負担増を問題視する声も多く聞かれたところである。

ガイドラインにおいても指摘されているとおり、学校現場の負担軽減については、県費外会計等との関係に限らず取り組むべき重要な課題の一つでもあり、両者のバランスをいかに図るかということも課題である。

(4) 参考になる取組み

各学校で行われているそれぞれの実情に応じた取組みは多種多様であるが、その中には、他校においても参考となると思われるものも多く見られた。

主な事例は次のとおりである。

① 教頭が積極的に関与することで教員への徹底が図られている例

県費外会計等の取扱いについては、すべての学校において事務長が総括的役割を担っているところであるが、これに加え、教頭が積極的に関与している学校もみられた。

このような学校においては、教頭から教員に対し、県費外会計等の取扱いについて徹底が図られており、教員の意識改革の効果が顕著であった。

② 要綱・様式等の電子ファイルを共有している例

要綱や伺書の様式等、県費外会計等の取扱いに係る電子ファイルを各教職員がアクセスできる共有フォルダ等に保存して利用している学校も多く見られる。

これに加えて、そのことを繰り返し周知することなどにより意識改革につながっている例も見られた。

③ 専決や例外等の規定を設けることにより管理にメリハリをつけている例

ガイドラインは、収入等の処理についての決裁権限について特に触れていないが、独自に教頭その他一定の者が専決できる場合等の基準を定めた規定を置いている学校もみられた。

また、収入等の処理についての伺書の作成について、少額の場合等一定の例外を設けている例等もあった。

これら伺書による処理は複数者による相互チェックにより、県費外会計の処理の透明性を高めることを趣旨とするものであることから、その簡素化には慎重でなければならないが、簡素化できる十分な理由がある場合や、透明性を確保する代替手段が採られている場合等、その趣旨を逸脱しない範囲において行うものである限り、担当者及び決裁者の負担軽減の参考となる取組みであるといえる。

④ 金融機関での入出金を取りまとめて行っている例

ガイドラインにおいて示された県費外会計等取扱要綱のひな形においては、収入金は金融機関に預貯金しなければならないこととされている。しかし、近年においては、各金融機関の職員が毎日学校を訪問するということはなくなったため、入出金の際には金融機関まで出向くことが必要であり、このことも各担当者の負担を増加させている。特に、担当者が教員である場合には、授業時間と金融機関の営業時間との兼ね合いもありその傾向は顕著である。

このような担当者の負担をなくすため、毎日金融機関に行く者を決めて、その者が各会計の入出金を取りまとめて行うこととしている例もあった。

⑤ 現金の管理のために専用の金庫の導入等をしている例

上記のような収入金の預貯金による管理の煩雑さ等から、収入金の管理を現金で行っている例も複数みられた。そのような場合、現金管理に起因する問題の発生をいかに防止するかが重要である。

この対策のため、各会計毎の扉を備えた金庫を校長室に設置することによって普段の管理を行い、加えて、学期毎に現金と出納簿の確認を徹底するなどしている例もあった。

⑥ 卒業アルバムの契約方法について工夫を行っている例

卒業アルバムについては、3学年時のみの写真で構成される方式と1学年時からの3年間分の写真で構成される方式があるが、後者の方式においては、業者が1学年時からの写真を撮りためていることなどから、業者選定における競争原理の導入が困難となっている場合がある。

この問題に対処するため、1学年時及び2学年時の写真は学校で撮影していたものを提供することに改め、これにより業者変更を容易にして、業者選定における競争原理の導入を図った例もあった。

⑦ 作業服の指定方法について見直しを行った例

実習の際に使用する作業服については、実業高校向けの作業服等を販売する全国規模の団体があり、多くの実業高校がその団体の作業服を採用しているということである。

本事例の学校においては、従来はその団体に直接申し込みを行っていたところであるが、これを見直し、競争原理を導入したところ、同一の商品であっても価格が下がり、かつ、従来は教職員が全生徒分を取りまとめて行っていた申込みも、地元の販売店での直接購入となったことで不要となり、事務量の削減が達成されている。

これは、従来から当然のことのようによく継承してきたことについても疑問を持ち、見直しを行うことによって効果が得られた良い例であるといえる。

(5) 注意すべき事例

県費外会計等の取扱いについては、現在、各学校における改革が進んでいるところであるが、本格的な取組みが始められたのが今年度からということもあり、従前からの取扱いを継続している部分も多く残っている。

それらの中には、今後の取扱いに注意を要すると思われるものも含まれている。その主なものは以下のとおりである。

① 制服販売等に係る契約方法

各学校における物品の指定については、仕様のみ定めて業者との契約等を伴わないものもあるが、業者との契約を伴うものも多い。

このような契約の方法については、(1)③で述べたように、販売店を相手方とするもの、製造業者を相手方とするもの等、様々な類型が考えられるが、契約方法の決定に際しては、その契約の相手方の実態を把握した上で、相手方選定の妥当性、契約方法の適法性等を十分検討する必要がある。

しかしながら、制服等の指定に係る契約等において、その契約の相手方、あるいは、その協議過程における相手方等について、その実態把握が不十分であるなど、今後、慎重に検討することが必要と思われる事例が見受けられた。

② 指定店のあり方

物品の指定においては、物品の銘柄等だけでなく、販売店を指定して、「指定店」としている例が多くある。

このような指定については、多くは、その指定に合理的な理由があり、競争入札等を行って定められたものであるが、特に制服販売において、そのような指定店を定めることの合理的な理由が不明確なまま、複数の指定店において単一価格で販売することとしていたり、単に取扱いがあるにすぎない販売店の一覧を「指定店」として入学案内に掲載している等の例が見られた。

前者の例は、指定店のあり方について、その妥当性を検証し、説明責任が果たせるようにする必要がある。

後者の例では、定められた仕様の制服でさえあればどこで購入しても問題ないにもかかわらず、一覧に掲載された販売店以外では購入してはならないとの誤解を与えるものであり、「取扱店」の記載に改める等、誤解を招かない対応が望まれる。

4 提言

調査の結果把握できた現状を踏まえ、以下の提言を行う。

① 県費外会計等取扱要綱を制定していない学校においては、直ちに制定すべきである。

また、各学校においては、その実情に合わせ、当該要綱の見直しを積極的に行っていくべきである。

各学校における県費外会計等取扱要綱は、それぞれの学校において、担当者が県費外会計等の処理を行う際の拠り所となるものであって、その適正な処理のためには必要不可欠である。

さらに、ガイドライン制定に係る教育長通知（平成 18 年 11 月 13 日付第 200600114823 号）においては、遅くとも平成 19 年度の予算執行からガイドラインに則した執行を行うこととされている。

したがって、当該要綱を制定していない学校においては、直ちに制定すべきである。

また、現在定められている各学校における県費外会計等取扱要綱は、ガイドラインに示されたひな形と同一のものも多く、各学校の実情が反映されていないことなどから、その適用に当たって支障が生じているものもある。

さらに、実情に合わせて工夫がなされている場合であっても、見直しにより、より適正かつ効率的な処理をなし得る場合もあるものと思われる。

そこで、県費外会計等の取扱いの適正化に向けた取組みが継続的なものとなるよう、定期的な見直しを積極的に行っていくべきである。

② 各学校においては、県費外会計等の取扱いについて、十分な実態把握を行うべきである。

3（3）①において課題として述べたとおり、実態の把握が不十分と思われる例もあるが、取扱状況の監督及び上記要綱の制定・見直しの際などには、実態の把握は必要不可欠である。

そこで、実態把握が不十分な学校においては、その実態把握に努めるべきである。

なお、その際には、従来事務室が関与していなかったもの及び担当者が一人で処理していたものについて、特に注意を払うべきである。

③ 県費外会計等の取扱いについての教職員の意識向上について、学校を挙げて取り組むべきである。

県費外会計等の適正な処理のためには、各担当者の高い意識が不可欠であるところ、3（3）②において課題として述べたとおり、その浸透には不十分な面も見られる。

そこで、各学校においては、職員会議での啓発や担当者の研修等の意識向上に向けた取組みを継続するなど、学校を挙げて取り組んでいくべきである。

④ 県費外会計等の取扱いについては、メリハリをつけた管理を行うべきである。

3（3）③において課題として述べたとおり、県費外会計等の取扱いに係る事務による負担の増大も問題となっている。

このような問題に対処する方法の一つとして、参考になる取組みの項で述べた、専決や例外等の扱いなどを参考に、メリハリをつけた管理を行っていくべきである。

ただし、事務の簡素化を行う際には、説明責任及び透明性の観点から、適切な線引きを行うべきであり、安易な簡素化は問題である。

また、このような簡素化をどこまで行うべきかについては、特に保護者の理解が不可欠であり、保護者代表を含む機関である委員会での十分な議論などにより保護者の理解を得た上で行う必要がある。

⑤ 各学校は、物品の指定のあり方について、再点検・見直しを行うべきである。

制服等の契約や指定店に係る問題については、3（5）において、注意すべき事例として述べたところである。

各学校においては、このような事例に該当するようなものがないか、指定物品全般について再点検を行うとともに、併せて、他にも説明責任や保護者負担軽減の観点から見直すべきものがないか（その銘柄、価格、販売店であることに合理的な理由があるか、真に指定が必要か等）の点検も行うべきである。

なお、このうち契約方法に係る問題については、所管課において統一的な基準を示すことも一つの方法と思われる。

実地調査実施日程一覧

	対象校	調査日
高等学校	鳥取東高等学校	12月4日
	鳥取西高等学校	11月5日、11月20日
	鳥取商業高等学校	10月10日
	鳥取工業高等学校	10月19日
	鳥取湖陵高等学校	10月16日
	鳥取緑風高等学校	1月23日
	青谷高等学校	11月9日
	岩美高等学校	10月1日
	八頭高等学校	11月27日
	智頭農林高等学校	10月30日
	倉吉東高等学校	11月26日
	倉吉西高等学校	11月1日
	倉吉農業高等学校	12月25日
	倉吉総合産業高等学校	10月3日
	鳥取中央育英高等学校	11月6日
	米子東高等学校	10月24日
	米子西高等学校	12月17日
	米子高等学校	10月24日
	米子南高等学校	10月25日
	米子工業高等学校	10月23日
	米子白鳳高等学校	12月25日
	境高等学校	12月18日
	境港総合技術高等学校	12月18日
日野高等学校	12月13日	
特別支援学校	鳥取盲学校	11月22日
	鳥取聾学校	11月28日
	鳥取養護学校	12月6日
	白兔養護学校	1月23日
	倉吉養護学校	12月7日
	皆生養護学校	12月12日
	米子養護学校	12月13日

資料2

県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）（抄）

1 各学校における県費外会計等取扱要綱の制定

県費外の会計や斡旋物品の取扱いの適正な事務処理としては、保護者負担の軽減の観点からの競争入札等の積極的な導入や、保護者負担の理由や負担額についての、保護者に対する十分な説明責任を果たすことなどが求められますが、こうした適正な事務処理を確保するためには、取扱要綱を制定して事務処理の標準化を図ることが必要です。

一方、学校の多忙化の問題もあり、できるだけ教職員の事務処理の軽減を図ることにより、生徒と向き合う時間を増やしていくことも大切な課題です。

この適正な事務処理と、学校の多忙化解消の問題という2つの課題を、どのようなかたちで実現するのかは、経費の負担者であり、また、受益者でもある保護者の意向を踏まえて決定する必要があります。

このような考え方に立ち、県費外会計等取扱要綱は、各校長が、別添1のひな形をもとに各学校の実状に応じて所要の加筆・修正を加え、それぞれの学校の保護者の共通理解を得て、各学校ごとに定めることとします。

2 別添1「鳥取県立〇〇〇学校における県費外会計等の取扱要綱」の基本的な考え方

(1) 県費外会計、斡旋物品等の取扱いを一括して提示

学校が会計処理しているもののみならず、実質的に教職員が事務処理をしている団体の会計や、学校が物品等を指定して斡旋しているものについても、学校教育活動に必要な経費であることを考えれば、税金等で賄われる県費と同様、適正な事務処理が必要であることから、原則、この要綱の対象とします。

なお、PTAなど別に規約等が定められている団体の取扱いにおいて、この要綱に相当する会計事務の取扱いが定められているものについては、この要綱は適用しないこととします。

(2) 契約事務における透明性の確保

ア 県費外会計等検討委員会の設置

修学旅行、卒業アルバム、制服、運動着等を取り扱う契約に際しては、価格設定のプロセスを透明にして保護者負担の軽減を図るため、保護者の代表、校長、教頭、事務長、生徒指導主事、学年主任等で構成する県費外会計等検討委員会を設置して、入札等の参加業者を決定するなど透明性の確保を図ることとします。

イ 競争入札等の契約基準

公正でかつ適正、効率的な契約を確保するため、県費外会計における競争入札等の契約基準は、県費外会計等検討委員会の議決を経て、校長が定めることとします。

(3) 県費外会計事務への教職員の関与について

適正な事務処理を行うためには、複数の者による相互チェックが不可欠であるこ

とから、担当職員を設けてその者だけに事務処理を行わせるのではなく、当該事務に直接従事する職員、当該分掌の主任、事務長、教頭、校長が協力して事務処理にあたることとします。

(4) 保護者による監査の実施

県費外会計等の執行に関しては、保護者の代表であるPTA会長もしくはPTA会長が指名する者による監査を受けることとします。(ただし、別に監査の実施に関する定めが設けられている会計を除きます。)

(5) 県費と県費外会計との負担区分の明確化

地方財政法第9条に基づき、県費と県費外会計とを適正に区分した取扱いができるよう、その判断基準を明確にしています。

地方公共団体の事務を行うために要する費用については、適正かつ効率的に公費負担すべき経費を見込むとともに、当該地方公共団体が全額これを負担することは当然であることから、各学校においては、公費で負担すべきものについて、予算の範囲内において適切な事業計画を立案すべきことは言うまでもありません。

公費で負担すべき経費と保護者等が負担すべき経費を適正に区分して取り扱うとともに、保護者に負担を強いるなど、必要な範囲を超えて経費を増大させることは厳に慎み適正に事業計画を立案し執行してください。

別添 1

鳥取県立〇〇〇学校における県費外会計等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県立〇〇〇学校（以下「学校」という。）における県費外会計及び指定物品の取扱い（以下「県費外会計等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(要綱の対象とする県費外会計等)

第2条 この要綱において「県費外会計」とは、県費以外の経費にかかる会計のうち、教職員が会計事務を処理する次に掲げる会計（体系は別表1）とする。

- (1) 学校預り金会計（学校の教育活動を行うため、学校が所掌し校務運営上関係する会計事務をいう。）
- (2) 団体会計（別に規約等が定められている団体の取扱いにおいて、会計事務の取扱いに関する規程が定められているものを除く。）
- (3) 購買会計（一般文具類及び補充を目的とする斡旋物品等）

2 この要綱において「指定物品」とは、学校が銘柄、規格、販売店等を指定し、生徒又は保護者が直接取扱店等へ金銭を支払って購入する物品をいう。

(県費と県費外会計等との負担区分の明確化)

第3条 校長は、県費で負担すべき経費と、県費以外で負担すべき経費の区分の明確化を図り、県費外会計等の会計処理を適正に行わなければならない。

2 前項において県費以外で負担することが妥当である経費は、受益者負担、原因者負担が妥当であることを判断基準とし、その経費の例は、別表2に掲げるとおりとする。

(管理監督者等の職務)

第4条 校長は、県費外会計等の取扱事務を総括し、所属職員を監督する。

- 2 教頭は、県費外会計等の取扱事務について、校長を補佐する。
- 3 事務長は、県費外会計等の取扱事務について、担当者に対し指導助言に当たる。
- 4 学年主任等は、当該学年等に関する県費外会計等の取扱事務をつかさどる。
- 5 担当者は、県費外会計等の取扱事務に従事する。

(県費外会計等検討委員会)

第5条 県費外会計等の適正執行に資するため、校長は、校内に県費外会計等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 検討委員会の構成員は、校長、教頭、事務長、その他校長が必要と認める教職員及び保護者の代表により構成するものとする。
- 3 検討委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(事務の適正処理)

第6条 県費外会計等の事務処理手順は、別表3に掲げるとおりとし、その執行に当たつての意思決定は、原則として文書により行わなければならない。

- 2 県費外会計等の担当者は、異動があつた場合においては、速やかに後任者に引継ぎを行わなければならない。
- 3 校長は、県費外会計等の取扱事務の適正な執行を図るため、必要に応じて職員に対する職場内研修を行うものとする。
- 4 校長は、県費外会計等の取扱事務に係る監査体制を整備しなければならない。

(保護者負担の軽減)

第7条 校長は、入札や定期的な見直しを行うなど経費削減に留意した効率的な執行を行い、保護者負担の軽減に努めなければならない。

(保護者からの意見聴取と説明責任)

第8条 校長は、保護者から徴収する金額の決定、指定物品等の選定、修学旅行の企画・立案等の際し、保護者の共通理解を得なければならない。

- 2 校長は、県費外会計に係る金銭を徴収する場合は、その目的、金額、徴収方法等について保護者に事前に説明し、事後においてその執行について報告を行わなければならない。

(収入)

第9条 担当者は、各会計の規約に定めがある場合のほか、次により収入金を処理するものとする。

- (1) 収入金は、会計別に金融機関に預貯金しなければならない。
- (2) 口座振替により収納したときは、収入伺書(様式第1号)により受け入れを行わなければならない。
- (3) 現金により収納したときは、収入伺書により受け入れを行うとともに、納入者に領収書を交付しなければならない。

(支出)

第10条 担当者は、各会計の規約に定めがある場合のほか、県費外会計の支出をするときは、支出伺書(兼購入伺)(様式第2号)によるものとする。

(契約の締結)

第11条 契約を締結する場合は、公正でかつ適正、効率的な方法により行うものとする。

- 2 校長は、修学旅行、卒業記念アルバム、制服、運動着の契約に際し、仕様書、契約業者の選定方法等について、検討委員会の承認を得て行わなければならない。
- 3 前項の選定を企画提案コンペによって行う場合において、検討委員会は提案内容の判定及び評価を行い、最優秀提案の選定を行うものとする。

- 4 前2項に定める契約以外の契約を締結する場合は、競争入札又は随意契約等の方法により行うものとし、それぞれの方法で行う場合の基準は、検討委員会の議決を得て、校長が別に定めるものとする。
- 5 契約期間は、必要に応じて複数年とすることができる。

(収支の報告)

- 第12条 担当者は、金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類を確認の上、各年度末において収支計算書を作成し、速やかに校長に報告しなければならない。
- 2 事務長は、随時、収支の確認を行わなければならない。この場合、担当者は、収支の状況を事務長に報告するものとする。
 - 3 校長は、保護者に収支の状況報告を当該事業年度終了後又は適期に行わなければならない。

(監査等の実施)

- 第13条 校長は、県費外会計等の執行に関し、別に監査の実施に関する定めが設けられている会計を除き、保護者の代表であるPTA会長もしくはPTA会長が指名する者の監査を受けなければならない。
- 2 監査等は、決算（精算）に伴うもののほか、必要に応じて受けるものとする。

(預貯金通帳の確認)

- 第14条 校長は、各会計の預貯金通帳を定期的に確認するとともに、保管状況の監督をしなければならない。

(指定物品の取扱い)

- 第15条 物品を指定するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 物品等を指定する必要性について、指定物品点検項目表（様式第3号）により十分検討することとし、安易な指定を行わないこと。
 - (2) 保護者及び生徒に事前にその意義を周知し、理解を得るように努めること。
 - (3) 指定物品選定事務の透明性の確保に努めること。
 - (4) 名目のいかんにかかわらず、取扱業者から学校及び教職員が便宜供与を受けないこと。
 - (5) 指定物品に係る契約を締結するときは原則として契約書を作成すること。
 - (6) 指定物品が契約内容に基づき適正に提供されているか、確認すること。
- 2 指定物品に係る契約の締結においては、第11条の規定に準じ、公正でかつ適正、効率的な方法により行うものとする。

(証拠書類等の編さん及び保存)

- 第16条 金銭出納簿、収入及び支出の証拠書類等については年度別、証拠書類等の種類ごとに編さんし、特別の定めがあるものの他、5年間保存しなければならない。

(その他)

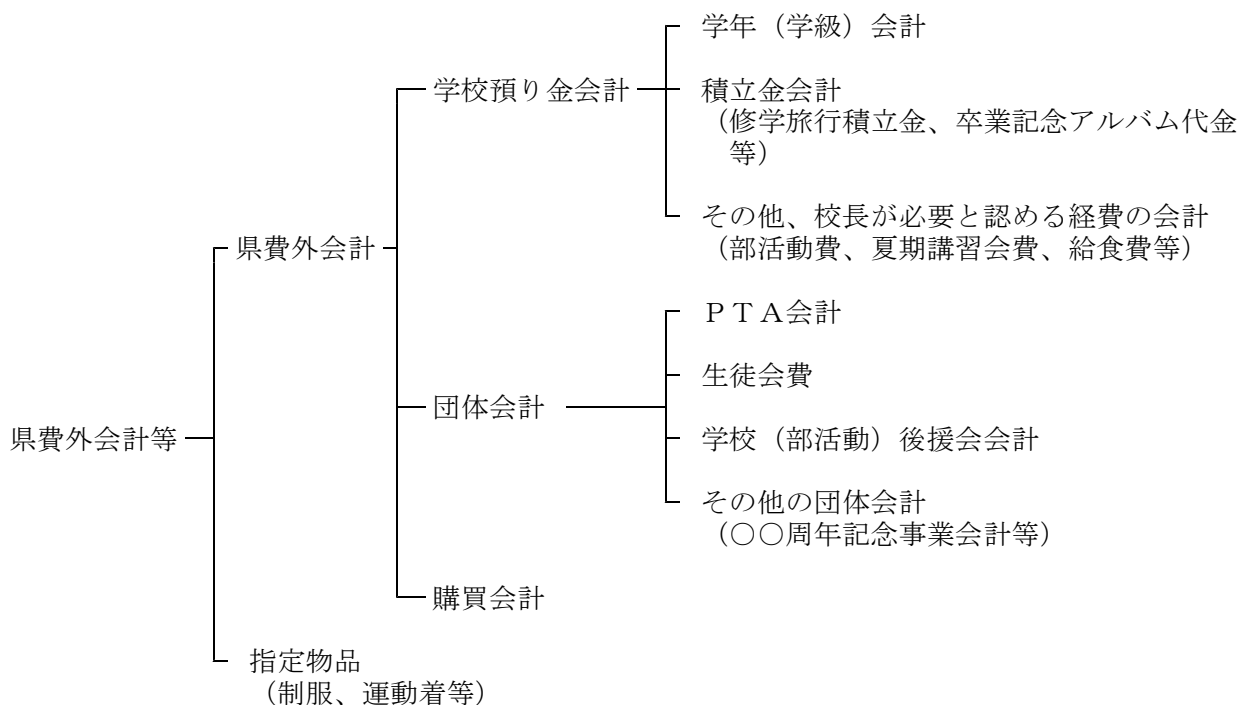
第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

県費外会計等の区分



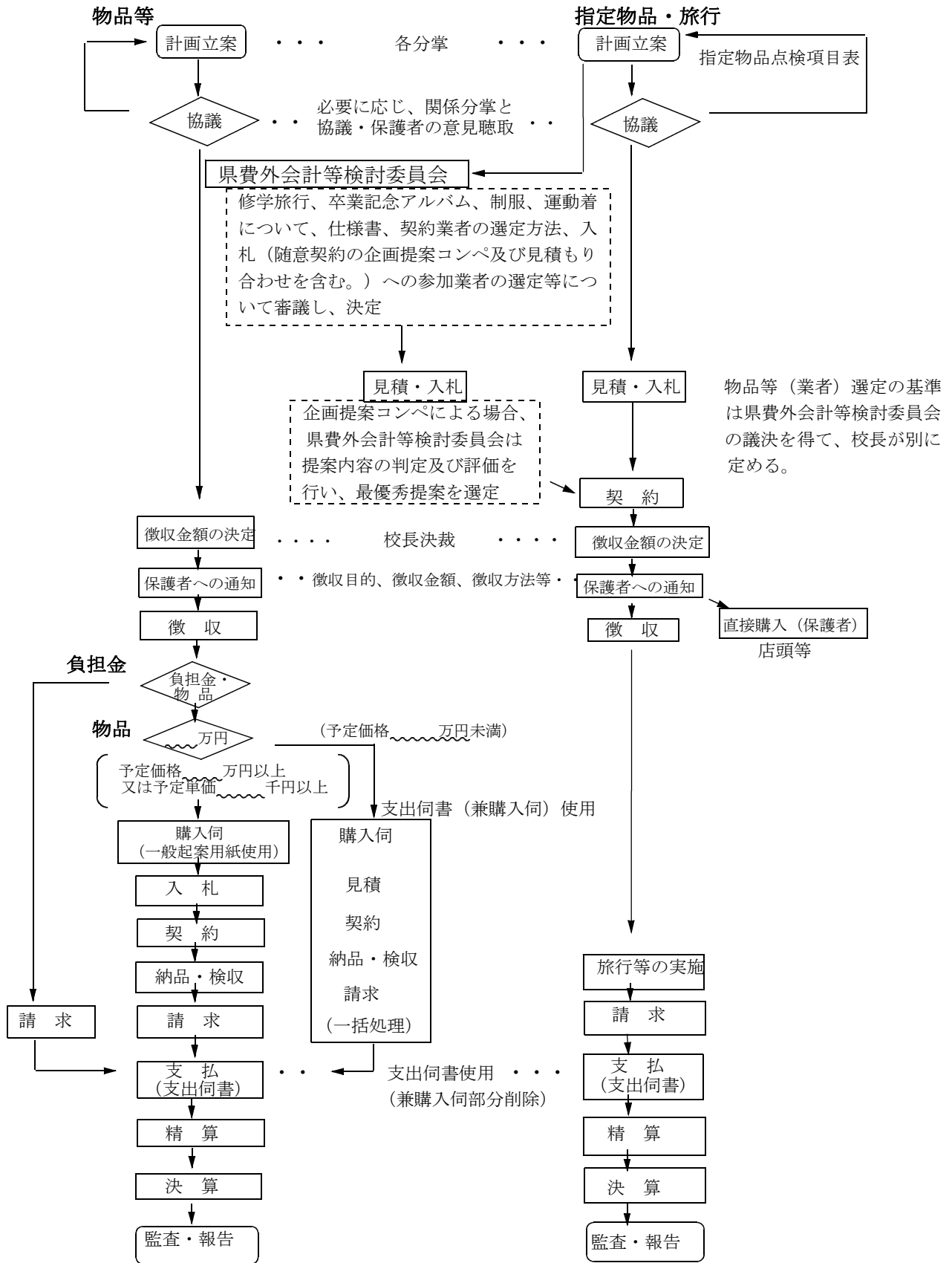
別表2 (第3条関係)

県費以外で負担することが妥当である経費の例

公私の負担区分	経費の内容	具体的な費目の例	事例
公費(県費及び国費)以外の経費での負担を原則とするもの	生徒個人の所有物に係る経費 ・学校・家庭いずれにおいても使用できるもの ・生徒個人が教材教具として使用するもの	・教材教具費等 ・学校指定物品	・個人用図書、補助教材(参考書、辞書類、各種学習ノート、ワークブック、テスト類等) ・制服、体操服、体育シューズ、カバン、実習服、武道具、卓上計算機等 ・名札、校章、学年組章、証明用写真、生徒手帳、自転車鑑札
	教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそこから生じる直接的利益が、児童生徒個人に還元されるものに係る経費	・実習費 ・行事費 ・進路指導費 ・その他	・絵画、書道、調理、手芸等実習用材料費 ・修学旅行、現場実習、遠足、映画、観劇の参加費等 ・業者テスト代、検定試験代、適性検査代、進路資料代等生徒個人にかかる進路指導関係の経費 ・日本スポーツ振興センター加入費、高P賠償責任補償制度掛金等
	生徒会活動や部活動に係る経費	・生徒会費等 ・部活動費等	・生徒会主催の諸行事に要する経費 ・文化祭、体育祭における諸経費等 ・農業・家庭クラブや文化部・運動部における大会参加費用等生徒の活動に要する経費(上部団体加盟費を含む)
	その他	・PTA会費	PTA等団体の活動、管理運営費
【参考】公費(県費及び国費)負担を原則とするもの	学校の管理運営及び教育活動に係る経費		・学級、学年、学校単位で共用又は備え付けとするものの経費 ・その他管理、指導のための経費

別表 3

県費外会計等の事務処理手順



〰〰〰の金額は、県費外会計等検討委員会の議決を得て、校長が別に定める。

平成 年度 収入伺書

鳥取県立

学校

校 長	教 頭	事 務 長	合 議	担 当
会 計 名	費 目			
次のとおり収入してよろしいか。				
金 額	円	収 入 番 号	NO.	
		収 入 年 月 日	平 成	年 月 日
1 徴収目的				
2 徴収金額積算内訳				

様式第3号（第15条関係）

指定物品点検項目表

指定予定品名(内訳)	点検項目	使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
要	その物品の使用頻度が高く、教科指導及び生徒指導等において必要不可欠であると判断されるとき（授業や実習及び学校行事等において、十分に使用されるものであること。）		
条	その物品を指定した理由を、児童生徒及び保護者に明確に説明できるとき		
件	その物品を一般市場で購入することは不可能又は困難であるか		
留	その物品を一般市場で購入すると価格が高いか		
	制服・体操服等については、できるだけ特注品でなく、簡素なデザインで高価な仕様にならないように配慮されているか		
意	保護者の負担軽減の観点から、児童生徒1人当りの指定物品の購入費用の合計が、近隣校と比較して著しく高くなっていないか		
事	その物品の指定の是非や使用について、児童生徒及び保護者の意見が取り入れられているか		
	その他 ()		

- ※（1）各項目について、点検結果その他必要事項を記入すること。
 （2）必要条件については、3項目すべてに合致していなければ指定しない。
 （3）留意事項については、該当する項目に配慮した上で指定する。